

**志木市立小・中学校における  
携帯電話等の取扱いに関するガイドライン  
～保護者及び児童生徒向け～**

令和4年4月  
志木市教育委員会

## 1 はじめに

### (1) ガイドライン策定の経緯

これまで、学校における携帯電話の取扱いについては、平成21年1月30日 付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を踏まえて、原則持ち込み禁止としてきました。

令和2年7月31日に改めて文部科学省初等中等教育局長から「学校における携帯電話の取扱い等について」が通知され、学校における携帯電話の取扱いや情報モラル教育の充実等についてこれまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るよう求められるとともに、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう教育委員会が基本的指導方針を定めて、学校に対して示すよう明記されました。

志木市教育委員会では、この通知を受け、本市の現状等を整理し、志木市立小・中学校に対する「学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針」及び「ガイドライン」を定めました。各学校においては、本ガイドラインを活用して、児童生徒や保護者及び地域と連携しつつ、携帯電話の取扱いや適切な使用に関する指導の充実等について、各学校の実情に応じて更なる取組の改善に努めます。

本ガイドラインにおける「携帯電話」とは、次のものをいいます。

- ① フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」）
- ② スマートフォン
- ③ 子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）

### (2) 本市において、学校への携帯電話等の持込みは、原則禁止

携帯電話のGPS機能や通信機能は防災・防犯の観点から有効な場合もありますが、同時に、携帯電話を学校に持ち込む場合の情報モラルや携帯電話の管理など多くの課題があるのが事実です。また、これまでも本市においては、児童生徒の登下校中における犯罪被害防止のため、学校は保護者や地域住民、関係機関等と連携し、児童生徒の安全確保に努めてきたところです。

これらを踏まえ、本市においては従来どおり、学校への携帯電話の持込みは原則禁止とします。概要等については、次のとおりです。

## 2 保護者の皆様へ

### (1) 子どもの携帯電話の所持について

基本的に子どもに携帯電話等を持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って保護者が判断することです。また、「元気に育つ志木っ子条例」に基づき、以下のような対処を行うことが求められています。

### (2) 子どもが自らを律することができるように

本ガイドラインは、児童生徒に携帯電話の所持を推奨するものではありません。しかしながら、社会全体ではスマートフォン等、自分専用の携帯電話を所持している児童生徒が増加しています。

このことに伴い、インターネット依存やネットいじめ、高額課金、盗撮、自画撮り被害等の携帯電話に起因する犯罪被害が起きています。

学校では児童生徒及び保護者に対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処について、適切な情報提供を行います。さらに、学校生活全体を通じて、携帯電話の機能ではなく、それを扱う人間性に着目し、良い人間関係づくりについて、発達段階に応じた、教育活動を進めて参ります。

これらのことを踏まえ、家庭では状況に応じて、お子さんと携帯電話の使用時間や時間帯、画像等や個人情報への投稿禁止等、携帯電話の適切な使い方や管理等、様々なルールや想定されるトラブルについて回避又は相談、解決する方法等を確認する必要があります。

学校と家庭が連携して実施することで、子どもが携帯電話やインターネットについて、適切な使い方を身に付ける等、自らを律することができるようになり、安全確保を行えるものと考えております。

### (3) 学校教育の取組について

#### ① 教育課程の工夫

各学校では、本市の基本的指導方針に基づき、一層の情報モラル教育の充実に努めて参ります。これまで以上に教育課程を編成する際には以下に留意します。

- ・各教科の授業の中で計画的に情報モラル教育を取り扱うこと。
- ・授業等において、文部科学省や県教育委員会等が作成した資料を活用すること。
- ・「元気に育つ志木っ子条例」に基づき、外部講師による講演会を実施すること。
- ・「児童生徒自身によるネット利用ルールづくり活動」(※)に取り組むこと。

#### ② 「ネット上のいじめ」等の防止に関する取組の徹底

学校への携帯電話の持ち込み禁止や使用制限を行うことだけでは、児童生徒を「ネット上のいじめ」や違法行為、有害情報から守ることができません。

情報モラル教育の充実とともに、「いじめ防止基本方針」を踏まえた「ネット上のい

じめ」を含む、いじめ等に対する取組のさらなる徹底を進めます。そのためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取組も必要であることに留意し、以下のとおり、児童生徒における情報モラルの確実な定着といじめの未然防止の推進を行います。

○児童生徒・保護者への啓発活動

- ・いじめの未然防止に係る各種資料を授業等で活用・保護者に配布等
- ・外部講師による講演会(いじめ予防授業等)の実施
- ・児童生徒が主体となって作成したネット利用ルールを保護者や地域に周知

○ネットいじめについて、監視体制の整備と連携

- ・学校での生活アンケートから得られた情報や児童生徒及び保護者からの情報提供について、各校のいじめ防止対策委員会で対応を行うこと。
- ・「いじめ等の悩み相談フリーダイヤル」で得られた緊急な対応が必要であると判断された事案についての情報提供を受け、速やかに安全確保等の対応を行うこと。

③ 学校から家庭等に対する働きかけ

学校では「元気に育て志木っ子条例」に則り、携帯電話所持の有無に関わらず、以下に示すような様々な場面を通じて、児童生徒や家庭に意識啓発を図ります。

- ・埼玉県教育委員会が送付しているネットトラブル注意報等、各種資料について保護者会等での説明・配布
- ・外部講師による講演会の実施
- ・児童生徒が主体となって作成したネット利用のルールを周知するなどして、家庭におけるルール作成等の推進
- ・適切なフィルタリングサービス利用の働きかけ

### 3 児童生徒の皆さんへ

#### (1) 携帯電話の学校への持込みは禁止

携帯電話の持込みは、授業専念の妨げや登下校時におけるトラブルが懸念される等、学校における教育活動に直接必要でないことから、携帯電話の学校への持込みは禁止とします。

#### (2) 携帯電話を使うことがある場合

##### 【自分のことについて】

- ① 自宅等で使う時間や時間帯について、ルールを決めて使いましょう。
- ② 自分や友達の写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名等）を友達の許可なく、誰かに送ったり、SNSにのせたりしてはいけません。
- ③ 保護者の許可なしで、ゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- ④ SNSなど、インターネット上で知り合った人と会ってはいけません。
- ⑤ かくし撮りやその他犯罪につながることをしてはいけません。

##### 【友達とのことについて】

- ① どんな時でも、だれに対しても、SNSやメールに人の悪口やうわさなど、他人を不快にさせることやいじめにつながることを書きこんではいけません。写真や動画なども同じです。
- ② SNSのグループでの攻撃的な発言や仲間はずれなど、いじめをしてはいけません。
- ③ SNSやメールでは、返事が遅くなることがあるので、無理に友達に返事をさせてはいけません。
- ④ 友達に伝えたい大切なことは、誤解を生じないよう直接伝えるようにします。

##### 【その他の注意点について】

- ① 携帯電話を買ってもらうときには、なぜ必要なのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのか、使ってよいアプリは何かなどを、必ず保護者と一緒に考えます。
- ② 必ずフィルタリングや使用制限をかけてもらいます。毎日の使い方や時間など、正しく使えているかを保護者と確認します。
- ③ 自分の情報を守るため、必ずパスワードをかけ、保護者に必ず伝えます。
- ④ 携帯電話を使うことで、何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。